

ノー・ニュークス権とは？



(原子力の恐怖から免れて生きる権利)

原発メーカー訴訟原告団

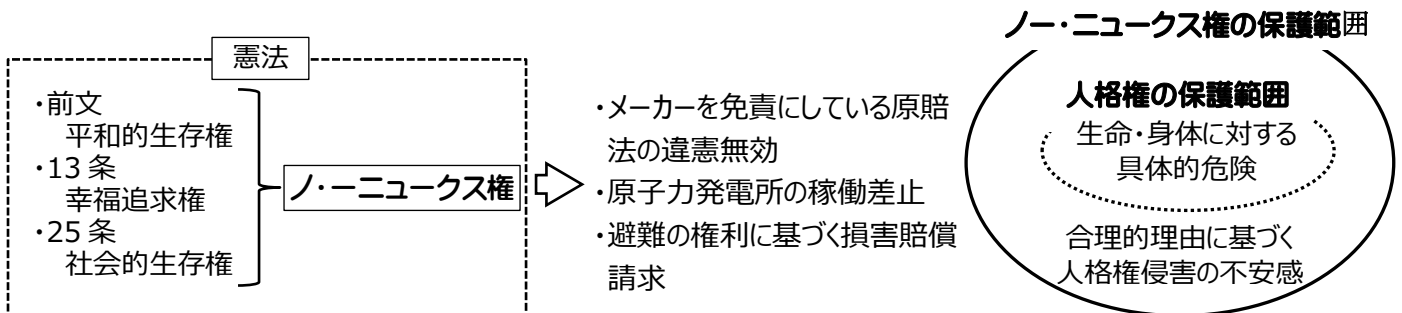
私たちがこの訴訟で主張しているのが、「ノー・ニュークス権の存在」(原子力の恐怖から免れて生きる権利)です。

それは、憲法前文、13条、25条から導かれ、

「人が合理的な理由があつて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがある場合に、それを排除または予防を請求できる権利」です。

別な言葉で言えば、

- ・憲法上の最高の価値である人格権が侵害される恐れ、つまり不安感そのものを保護する事です。
- ・人格権侵害の具体的危険性まで立証しなくても、合理的な理由に基づく不安がある事を立証すれば、原子力発電所の差止め等を請求することができるとする、「人格権の進化形」です。



その事が誰の目にも明らかになったのは、正に「福島原発事故」によってでした。

事故から6年が経ちますが、その間に行われた世論調査で原発を否定する人々の声は常に過半数に達しています。

この事が「ノー・ニュークス権の存在」を人々が求めている事を如実に示しています。この権利は全原発訴訟に適用され得る権利です。

そして、私たち「原発メーカー訴訟原告団」は、原賠法第三条、第四条にある「原子力事業者への賠償責任集中」「原発メーカーの賠償免責」「PL法*不適用」が、原発の安全性よりも経済性を優先させ、それが今回のフクイチ原発事故の根源であり、その条項が憲法違反であるとし訴訟を起こしています。(これにより原発メーカーの賠償責任が明確になり、メーカーを原発ビジネスから撤退させる事が最終目的です)

私たちの訴訟の原告は39カ国、約3,800名の集団訴訟ですが、現在、控訴審(東京高裁)が始まろうとしています。まだその期日は未定ですが、どうぞ、皆さま、この裁判に重大な関心を持ってください！

ホームページ：<http://nonukesrights.holy.jp/>

* : P L 法 : 製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、メーカーがその責を負う。(製造物責任法)